

2018年にジュニアNISA口座で購入されたお客様へ

非課税期間終了時における お手続きのお知らせ

現在ジュニアNISA口座で保有する上場株式や公募株式投資信託等で、2018年にジュニアNISA口座で購入をされたものは、**2022年12月末に非課税期間が終了**します。お取引の証券会社等から順次ご案内が届きますので、必ずご確認ください、**各社の定める期限までにお手続きを行ってください。**

⚠ 重要

非課税期間終了の前に、お客様の状況に応じて、以下の①と②のいずれかをお選びください。

●2023年1月1日時点で、**18歳未満のお客様**

選択① 新たなジュニアNISA口座に移管する*1(「ロールオーバー」といいます)

選択② 課税口座に移管する

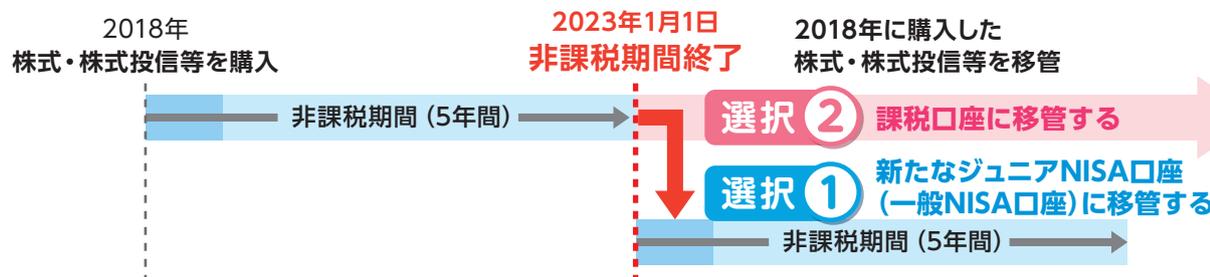
*1「新たなジュニアNISA口座に移管する」とは、2023年に新たに設定される未成年者非課税管理勘定に移管することをいいます。

●2023年1月1日時点で、**18歳以上のお客様**

選択① 新たな一般NISA口座に移管する*2(「ロールオーバー」といいます)

選択② 課税口座に移管する

*2「新たな一般NISA口座に移管する」とは、2023年に新たに設定される非課税管理勘定に移管することをいいます。



選択① 「新たなジュニアNISA口座(一般NISA口座)に移管(ロールオーバー)」を選んだ場合

2023年1月1日に、2022年12月の最終営業日の時価により、2023年分の未成年者非課税管理勘定(非課税管理勘定)へ移管されます。なお、所定のお手続きが必要になります(中面 **注意点1** 参照)。

2022年12月の最終営業日の時価分で2023年の非課税枠を使用します。引き続き5年間(2027年12月末まで)は、譲渡益・配当等が**非課税**となります。

選択② 「課税口座に移管」を選んだ場合

2023年1月1日に、2022年12月の最終営業日の時価により、課税口座へ移管されます。なお、特定口座をジュニアNISA口座と同一の営業所にお持ちの方は、特段のお手続きをすることなく、特定口座に移管されます。*3

課税口座における取得価額は2022年12月の最終営業日の時価となります。移管後に生じた譲渡益・配当等は**課税**されます。2023年3月31日時点で18歳未満の方については、引き続き、課税口座からの払出制限が課されることとなります。

※状況により **選択①**、**選択②** のどちらが有利かは異なります。詳しくは次ページをご覧ください。

※非課税期間内に売却するという選択肢もあります。

*3 特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合には、証券会社等に所定の依頼書をご提出ください。特定口座をお持ちでない場合は、特段のお手続きをすることなく、一般口座に移管されます。

選択時のご注意

選択② 課税口座に移管 を選ばれた場合には、2023年以降の譲渡益・配当等が課税されます（譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります）。

将来、結果的に **選択① 新たなジュニアNISA口座（一般NISA口座）に移管（ロールオーバー）** と **選択② 課税口座に移管** のどちらが有利であったのかは、その後の価格変動や他の取引等の状況により異なりますので、選択時にこの点を踏まえご検討ください。

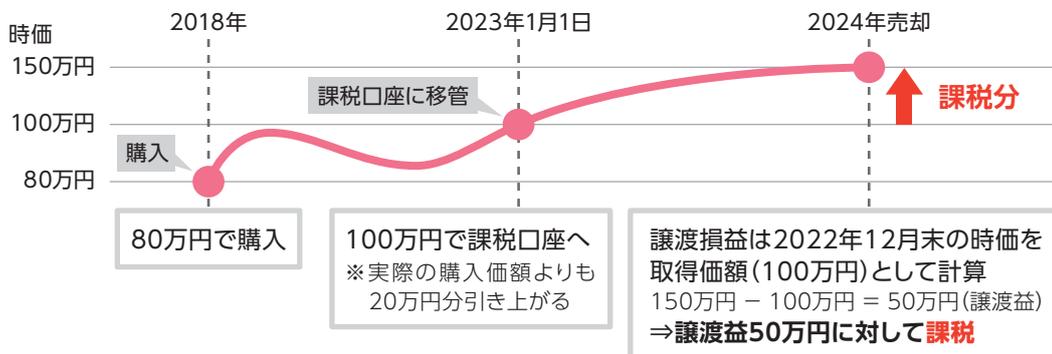
選択① 「新たなジュニアNISA口座（一般NISA口座）に移管（ロールオーバー）」を選んだ場合

- ▶ 2023年の非課税枠を利用した上で、引き続き譲渡益・配当等の**非課税が継続**（損益通算等はできません）

選択② 「課税口座に移管」を選んだ場合

- ▶ 2022年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、**譲渡時には取得価額を基に課税**（損益通算等ができません）

例 80万円で購入した投資信託を、100万円で課税口座へ移管後、150万円で売却



! 課税口座へ移管した時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管した時の時価との差額が譲渡益となり課税されます。

例 80万円で購入した投資信託を、50万円で課税口座へ移管後、80万円で売却



商品の状況を確認し、どちらを選択するかをご決定ください。

⚠️「新たなジュニアNISA口座」に移管する(ロールオーバー)際の注意点



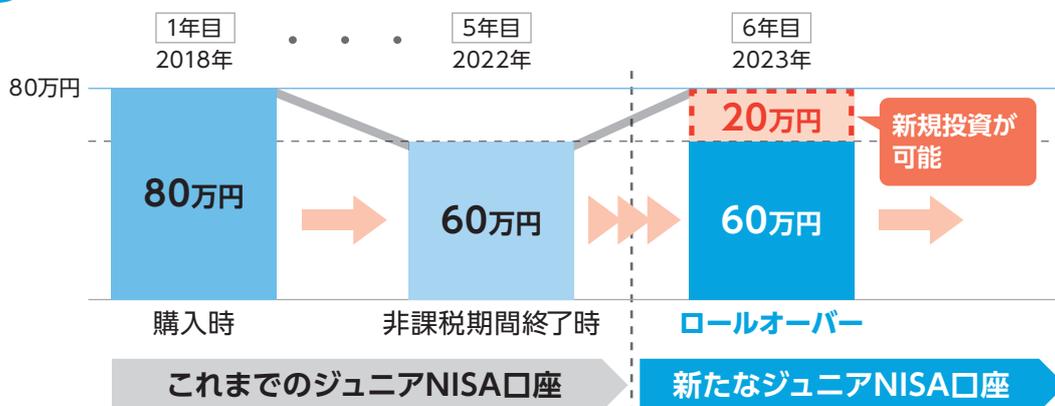
ロールオーバーするには、ジュニアNISA口座を開設している証券会社等に対して、あらかじめ**「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」***を提出する必要があります。

* 証券会社等によって名称が異なる場合があります。なお、一般NISA口座への移管を行う場合は、「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」を提出する必要があります。



ロールオーバーした分だけ2023年の非課税枠で**新規投資できる額が少なくなります。**

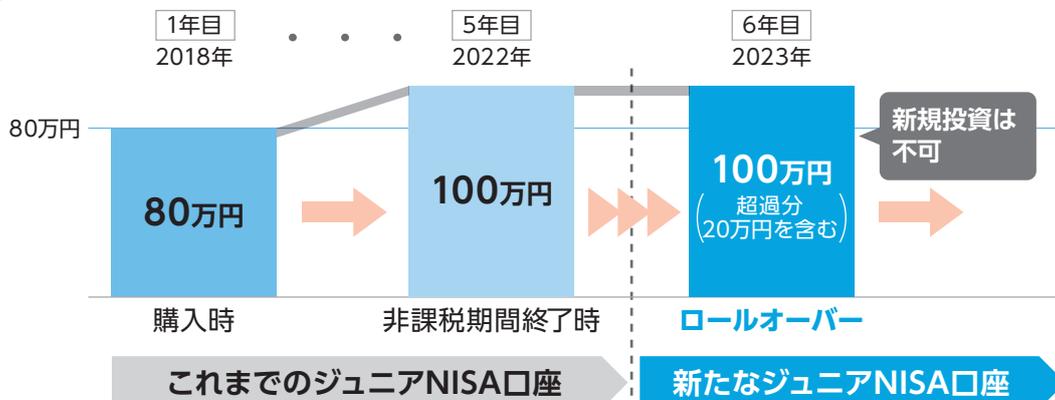
1 2022年12月末の時価が2023年の非課税枠(80万円)未済の場合



Point 2023年の**非課税枠(80万円)**に満たない分は新規投資ができます。

※一般NISA口座への移管の場合は、非課税枠(120万円)に満たない分、新規投資ができます。

2 2022年12月末の時価が2023年の非課税枠(80万円)以上の場合



Point 2023年の非課税枠(80万円)を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、**新規投資はできません。**

※一般NISA口座への移管の場合、非課税枠(120万円)を超過した分もロールオーバーできます。その場合、一般NISA口座で新規投資はできません。

⚠️ 「新たなジュニアNISA口座」に移管する(ロールオーバー)際の注意点



3

2023年1月1日時点で18歳以上の方でも、**ジュニアNISA口座からつみたてNISA口座へロールオーバーすることはできません。**

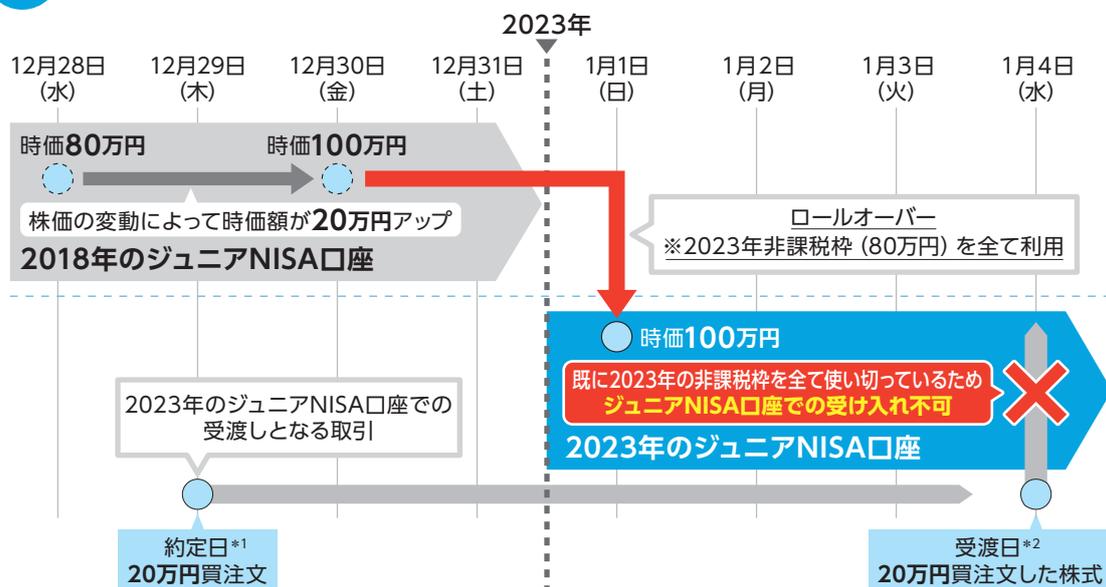


4

2023年にロールオーバーする価額によって、2022年末の年跨ぎの受渡しとなる購入分が、2023年に設定される新たなジュニアNISA口座(一般NISA口座)に受け入れられなくなることを防止するため、証券会社等によっては、**ジュニアNISA口座における2022年12月末のお取引が制限**されることがあります。

例

年末に買注文した上場株式が新たなジュニアNISA口座に受け入れられない場合



*1「約定日」とは、注文が執行されて成立した日のこと。*2「受渡日」とは、決済日のこと。



5

ジュニアNISA口座と他の口座との損益通算等とはできません。



6

一般NISA口座に移管する場合に、ジュニアNISA口座を開設している証券会社等と異なる証券会社等の一般NISA口座に**ロールオーバーすることはできません。**

一般NISA口座を利用する証券会社等を変更している場合には、**金融機関変更手続き**を行い、2018年に利用した証券会社等に2023年の**新たな一般NISA口座を設定**してください。